

令和元年度 第1回農業委員会臨時総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月20日(月) 午後7時30分から午後8時00分

2. 開催場所 人権交流プラザ2階研修室

3. 出席委員 (19名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田渕緑
委員	1番	家根宗継	委員	12番	猪口実恵
〃	2番	川上信温	〃	14番	香川淳一郎
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田和修
〃	5番	小林一淳	〃	17番	加藤重廣
〃	6番	大西淳隆	〃	18番	柳田川重
〃	7番	石谷隆二	〃	22番	砂川重雄
〃	8番	山田準二	〃	23番	福田東和
〃	10番	建部憲	〃	24番	福安収彦
〃	11番	小林勉			

4. 欠席委員 (5名)

委員	13番	岩永正司	委員	20番	村田幸範
〃	15番	山口三子夫	〃	21番	福田安
〃	19番	田中和美			

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 1名)

湖東 河崎正顯

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 田村主幹 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第1回農業委員会臨時総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在19名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、6番 大西委員、7番 石谷委員を指名します。</p> <p>では、議事に入ります。議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号1番（一時転用）につきましては、砂利採取を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、賀露町西一丁目地内の畑3筆、合計3,248㎡です。農地区分は、農用地区域内農地に該当し、許可根拠は、一時転用です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
河崎委員	<p>転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川上委員	<p>前回、書類の不備がありました。書類を差し替えをすれば、許可相当であると思っております。それで、今回、修正されて、事務局に提出されておりますので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p>
猪口委員	<p>なぜ、臨時総会を開かなければならなかったのか。</p>
議長	<p>審議に必要な書類はすべて整っておりました。審議は出来る状態でしたが、鳥取市独自に提出をお願いしていた書類にケアレスミスがあり、このままでは審議できないという方がおられました。審議できる状態なのに、次回の総会まで判断が保留されるのは良くないので、臨時総会を開催することにしました。</p>
山田準委員	<p>この臨時総会を開く理由を、この会の冒頭でされなければいけないと思います。保留案件だけでも、なぜ、臨時で総会を開くのかということ、これからでも説明をした方が良いと思います。</p>
議長	<p>「聞き洩らしたかもしれないが、いつ訂正の書類が、事務局の方に出てきたか説明がなかった。」と呼ぶ者あり。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>今回、事務局のミスというのが大前提でありまして、そこはお詫びをするしかないと思います。経緯を説明させていただきますと、前回、書類の不備がございました。あの場では、いつ書類の差し替えができるか確約ができませんでした。その後、差し替えをお願いしましたところ、5月14日までに差し替えが出せることが分かりました。皆様の方へ開催の通知をさせていただきました。実際に書類の差し替えが提出されたのは17日の金曜日でした。これを1カ月審議を延ばすということは、本来、事務局に書類が届いて受理していたにもかかわらず、気が付いていなかったところが大きな問題だと認識しておるところです。</p> <p>本来ですと、途中で気が付いて、大至急、差し替えをしてもらいべきところですが、気付いてなかったのが、本日、臨時総会を開いております。提出された書類は、事務局が間違えたものではないのですが、本来は、提出された書類の間違いを早く気付くべきだったと思っております。そのために申請者に不利益を被らせることは避けるべきであろうということで、会長をお願いをして臨時総会を開催をしていただいたのが、今回の経緯になります。</p> <p>こういうことがないように、事務局の方としましても、これまでも、チェックはちゃんとしてきた都合でした。こういうことが二度とないように再度、職員全員でチェック体制を見直しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。</p>

議 長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号1番（一時転用）について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なし）

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。